「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」の概要

1 総則 (第1章:第1条~第10条)

(1)目的(第1条)

この条例は、本県の豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関し、基本理念を定め、関係者の責務・役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めて、県民の総参加による森林資源の活用を推進することにより、林業及び木材産業の振興並びに森林の保全を図り、もって雇用を創出し、地域を活性化することを目的とします。

<u>(2)定義(第2条)</u>

以下の用語についてそれぞれ定義します。

森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、森林の有する多面的機能、 建築関係事業者、県産木材、観光関係事業者等、再造林、未利用間伐材等、 木質バイオマス、特用林産物

(3)基本理念(第3条)

この条例の施策は、長期的な展望に立ち、森林の有する多面的機能の維持との調和に留意しながら、関係者の適切な役割分担と相互の連携協力の下、将来にわたり継続的に推進しなければならないとします。

(4) 責務・役割(第4条~第8条)

①県の責務(第4条)

県は、基本理念にのっとり、この条例の施策を策定し、総合的・計画的に実施し、その実施に当たっては、国及び市町村との緊密な連携を図ります。

②森林所有者の責務(第5条)

森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとと もに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるように、その所有す る森林の適正な整備及び保全に積極的に取り組むよう努めることとします。

③林業事業者の責務(第6条)

林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林の適正な整備及び保全並びに林業の振興に積極的に取り組むよう努めることとします。

④木材産業事業者の責務(第7条)

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、その事業活動における県産木材の利用及び木材産業の振興に積

極的に取り組むよう努めることとします。

⑤県民及びその他の事業者の役割(第8条)

県民及び事業者(林業事業者及び木材産業事業者を除く。)は、基本理 念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林の有する多面 的機能の重要性及び森林資源の活用が地域の活性化につながることについ て理解を深め、森林資源を率先して利用するよう努めることとします。

(5)推進体制の整備・財政上の措置(第9条及び第10条)

①推進体制の整備(第9条)

県は、国、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、観光関係事業者等その他の関係者同士の意見交換・相互協力のための体制を整備します。

②財政上の措置(第10条)

県は、施策推進のために必要な財政上の措置を講じることに努めます。

2 県民総参加の森林資源の活用による地域活性化(第2章)

(1) 林業及び木材産業の振興に関する施策等(第1節:第11条~第18条)

①県産木材の安定供給の推進(第11条)

県は、県産木材の安定供給を推進するため、以下のような施策を講じる こととします。

- ・森林の適正な整備及び保全の実施
- ・森林境界の明確化、路網整備、高性能林業機械の導入、森林施業の集約 化の促進等による県産木材の生産体制強化
- ・ 林業事業者への適切な情報提供等

②再造林の推進(第12条)

- ・県は、森林資源の循環利用を促進するため、再造林の実施に必要な施策 を講じることとします。
- ・森林所有者及び事業者は、再造林に係る県の施策へ積極的に協力するよ う努めることとします。

③県産木材の加工流通体制の強化(第13条)

- ・県は、県産木材の加工及び流通の体制の強化を図るため、県産木材の加工・流通施設の整備促進等の施策を講じることとします。
- ・県は、県産木材の需要拡大に必要な施策を講じることとします。
- ・木材産業事業者は、認証制度の利用等により品質及び性能が明確にされ た県産木材の供給に努めることとします。

④県産木材の率先利用(第14条)

・県は、県民及び事業者が、日常生活や事業活動において県産木材や県産 木材を用いた家具・日用品を率先して利用するために必要な施策を講じ ることとします。

- ・県は、公共建築物及び公共土木工事等において、県産木材を率先して利 用するよう努めます。
- ・建築関係事業者は、建築物における県産木材の利用を促進するため、事業活動を通じて、県産木材の利用促進に係る県の施策に協力するよう努めることとします。
- ・県は、市町村による県産木材の率先利用に関する施策を支援するため、 情報の提供等の施策を講じることとします。

⑤未利用間伐材等の有効利用の促進(第15条)

県は、未利用間伐材等の有効利用を促進するため、木質バイオマスの利用又は当該利用のための加工施設の整備や、木質バイオマスの熱利用や新たな活用分野への利用の推進に係る情報収集及び提供等の施策を講じることとします。

⑥研究開発の推進等(第16条)

- ・県は、森林資源の再生産を確保し、及び森林資源の効率的な活用を推進 するため、研究開発の推進、その成果の普及等の施策を講じることとしま す。
- ・県は、県産木材の利用に関する事業者の研究開発を促進するため、国、 大学その他の試験研究機関との連携、事業者への試験研究機関に係る情報の提供等の施策を講じることとします。
- ・県は、県産木材を用いた製品及び県産木材の加工技術の開発を促進する ため、新たな製品及び加工技術の情報提供等の施策を講じることとしま す。

⑦人材の育成(第17条)

- ・県は、林業を支える人材の確保・育成のため、林業の魅力の発信、林業の教育、資格及び研修制度の充実、林業従事者の労働条件の向上の推進等の施策を講じることとします。
- ・林業事業者は、従業員の育成及び労働条件の向上に努めることとします。
- ・県は、県産木材の生産、加工、流通、活用等の幅広い知識を有する人材 の育成に必要な施策を講じることとします。

⑧林工連携等の推進(第18条)

県は、林工連携等の推進により新たな木材の需要を喚起し、雇用の創出 を図るため、異業種間の交流の促進等の施策を講じることとします。

※ 林工連携等…林業事業者及び木材産業事業者とその他の事業者との連携による 新たな技術、製品又はサービスの開発をいう。

(2) 森林資源の活用の促進に関する施策(第2節:第19条~第22条)

①特用林産物(山菜、きのこ、薪炭等)の振興等(第19条)

県は、特用林産物の生産を振興するため、生産体制の強化等の施策を講じるほか、特用林産物の消費拡大のため、6次産業化の促進、流通体制の強化等の施策を講じることとします。

②魅力ある地域づくりの促進(第20条)

県は、森林資源を活用した魅力ある地域づくりを促進するため、森林資源を活用した都市と農山漁村との交流、森林資源に関する地域文化の継承、県産木材を利用した木造建築物による景観の形成及び森林の景観や癒し効果等の観光活用の促進等の施策を講じることとします。

③森林環境教育(木育)の推進(第21条)

県は、森林の有する多面的機能や木材利用の意義について、県民の理解 や関心を深めるため、森林環境教育や木育の活動の推進等の施策を講じる こととします。

④参加意識の醸成 (第22条)

県は、この条例の取組への参加に関する県民の意識を醸成するため、この条例の施策の普及啓発、森林及び木造建築物を身近に感じることのできる機会の提供等の施策を講じることとします。

3 施行日(附則)

公布の日